

平成30年10月5日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時59分開会)

◎明神委員長 これより採決を行います。今回は議案数6件で、予算議案1件、条例その他議案4件、報告議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案平成30年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号議案高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手多数であります。よって第8号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号議案高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第23号議案平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、報第23号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎明神委員長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

委員長報告の取りまとめについては、9日に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、9日、火曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(11時2分閉会)